

特定非営利活動法人「スノーパーク小出」定款

第1章 総則

第1条【名称】

この法人は、特定非営利活動法人 スノーパーク小出 という。

第2条【事務所】

この法人は、主たる事務所を、新潟県魚沼市青島1609番地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条【目的】

この法人は、地域のスキー文化発祥地の小出スキー場を利用し、スノースポーツの普及と振興を通じて、ふるさとである雪国の美しさと楽しさを子供たちに伝えるとともに、あらゆる年代が参加できる、多様な市民活動の場として、地域の活性化に寄与することを目的とする。

第4条【特定非営利活動の種類】

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

第5条【事業】

この法人は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 小出スキー場の管理・運営に関する事業
- ② スキーカーニバルなどイベント運営に関する事業
- ③ スノースポーツの普及と競技力向上に関する事業
- ④ 健康増進に関する事業
- ⑤ まちづくりの推進に関する事業
- ⑥ 小出スキー場に関連する施設の管理運営事業
- ⑦ その他、目的達成に必要な事業

(2) その他の事業

- ① 法人の目的以外の物品販売に関する事業
- ② 法人の目的以外の飲食事業
- ③ 法人の目的以外の施設の管理運営業務

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは、これを同項第1号に掲げる事業のために使用するものとする。

第3章 会員

第6条【種別】

この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び協賛正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 援助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、法人及び団体
- (2) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体
- (3) 協賛正会員 この法人の目的に賛同し、協賛して入会した個人、法人及び団体

第7条【入会】

- 1 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 2 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条【会費】

会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条【会員の資格の喪失】

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく催告を受けてもそれに応じず会費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条【退会】

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条【除名】

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第12条【会費等、拠出金の不返還】

既に納入された、会費及びその他の金品は返還しない。

第4章 役員

第13条【種別及び定数】

- 1 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 20人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とする。

第14条【選任等】

- 1 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選で定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第 15 条 【職務】

- 1 理事長は、この法人を代表し、また理事長はこの法人の業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、事務局を統括するとともに、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第 16 条 【任期等】

- 1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 17 条 【欠員補充】

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第 18 条 【解任】

役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第 19 条 【報酬等】

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 顧問

第 20 条 【顧問】

- 1 この法人に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、正会員及び協賛正会員のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会、総会及び委員会に出席して意見を述べることができる。

■ 第6章 総会

第21条 【種別】

総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条 【総会の構成】

総会は、正会員及び協賛正会員をもって構成する。

第23条 【総会の権能】

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任、解任
- (6) その他運営に関する重要事項

第24条 【総会の開催】

- 1 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員及び協賛正会員の総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条 【総会の招集】

- 1 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第26条 【総会の議長】

総会の議長は、その総会に出席した正会員及び協賛正会員の中から選出する。

第27条 【総会の定足数】

総会は、正会員及び協賛正会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

第28条 【総会の議決】

- 1 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び協賛正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員及び協賛正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員及び協賛正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案

を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

第 29 条 【総会の表決権等】

- 1 各正会員及び協賛正会員の表決権は平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員及び協賛正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員及び協賛正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員及び協賛正会員は、前 2 条及び次条第 1 項、及び第 5 1 条の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び協賛正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 30 条 【総会の議事録】

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員及び協賛正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員及び協賛正会員全員が書面による同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の議決があったものとみなされた日
 - (4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名

第 7 章 理事会

第 31 条 【理事会の構成】

理事会は、理事をもって構成する。

第 32 条 【理事会の権能】

理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算
- (4) 会費の額
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営に関する必要な事項
- (8) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

第 33 条 【理事会の開催】

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- 1 理事長が必要と認めたとき。
- 2 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- 3 監事が第15条第4項第5号の規定に基づいて招集するとき。

第34条 【理事会の招集】

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第35条 【理事会の議長】

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第36条 【理事会の議決】

- 1 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条 【理事会の表決権等】

- 1 各理事の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条 【理事会の議事録】

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過と概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第8章 資産及び会計

第39条 【資産の構成】

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品

- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第 40 条 【資産の区分】

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

第 41 条 【資産の管理】

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 42 条 【会計の原則】

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第 43 条 【会計の区分】

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

第 44 条 【事業計画及び予算】

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第 45 条 【暫定予算】

- 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 46 条 【予備費の設定及び使用】

- 1 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第 47 条 【予算の追加及び更正】

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第 48 条 【事業報告及び決算】

- 1 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 49 条 【事業年度】

この法人の事業年度は毎年8月1日に始まり、翌年7月31日までとする。

第 50 条 【臨時の措置】

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

■ 第 9 章 定款の変更、解散及び合併

第 51 条 【定款の変更】

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

第52条【解散】

- 1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員及び協賛正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員及び協賛正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第53条【残余財産の帰属】

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、地方公共団体に譲渡するものとする。

第54条【合併】

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員及び協賛正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

第55条【公告の方法】

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 事務局

第56条【事務局、及び職員】

- 1 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

第57条【職員の任免】

事務局長の任免は理事会の議決を経て理事長が行い、職員の任免は理事長が行う。

第58条【組織及び運営】

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第12章 雜則

第59条【細則】

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
援助会員 一口 2,000円
正会員 一口 5,000円
協賛正会員 一口 20,000円
7. この法人の設立により、任意団体小出スキ一場を支援する会の財産は、この法人が継承する。

附則

1. この定款は、平成27年5月30日から施行する。
2. この法人の平成27年度の事業年度は、定款第49条の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成27年7月31日までと、平成27年8月1日から平成28年7月31日までとする。
3. この法人の会費は、平成27年5月30日より、次に掲げる額とする。
援助会員 一口 3,000円
正会員 一口 5,000円
協賛正会員 一口 20,000円